

平成 30 年 9 月 4 日

CRGホールディングス株式会社

代表取締役社長 古澤 孝

問合せ先： 上席取締役管理本部長兼CFO 小田 康浩 TEL 03-3345-2772

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、私たちに関わるすべての人〔クライアント・派遣スタッフ・従業員〕を大切に、人を大切にする世界・誰もが生き生きと働ける社会の実現を目指しており、これを私たちのミッションとして、持続的な顧客の成長と当社グループの成長を実現すべく事業を運営しております。この事業運営に関して、経営の健全性及び透明性を確保し、的確な意思決定・業務執行・監督が機能する経営体制を構築し、企業価値の最大化を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、すべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井上 弘	2,289,300	48.71
レッドロック株式会社	1,500,000	31.91
古澤 孝	650,000	13.83
株式会社TRM	200,000	4.26
小田 康浩	15,000	0.32
岡野 務	10,000	0.21
大久保 裕次	5,000	0.11
小林 啓志	5,000	0.11
中原 宏明	5,000	0.11
三並 史典	5,000	0.11

支配株主名	井上 弘
親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の大株主である井上弘の持株割合は過半数であることから、支配株主に該当いたします。当社は、支配株主及びその近親者との取引を原則として行わない方針であります。何らかの事情により取引を行うことを検討する場合、一般の取引と同様の適切な条件によることを基本方針とし、少数株主の利益を損なうことのないよう、その金額の多寡にかかわらず、取引内容、取引理由、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について当社取締役会において十分に審議したうえで、取締役会決議をもって行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長

取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
半田 純也	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半田 純也	○	—	上場企業等でITのベンダーやインテグレーターとしての経験が豊富であり、かつ、執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も期待できることから、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であり、取締役会における専門的見地による適切な助言の実績から、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、監査役と月次で会合をもち、監査計画をはじめ、監査結果や進捗状況を報告し、意見及び情報の交換を行う等、相互連携を図っております。

また、監査役は、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受ける他、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島 正彦	他の会社の出身者													
阿久津 操	他の会社の出身者													
長井 亮輔	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島 正彦	○	—	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断し、常勤社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
阿久津 操	○	—	上場企業の監査役経験者であり、上場企業のガバナンスの在り方を踏まえた監査を行っていただけると判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
長井 亮輔	○	—	公認会計士の資格を有し

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			ており、会社財務等の専門的な知見等を活かして公正な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション（新株予約権）の導入
---------------------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社の業績ならびに企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p> <p>また、顧問税理士 持田秀之氏を受託者として時価発行新株予約権信託を設定し、受託者たる持田秀之氏に対して新株予約権を発行しております。本信託は、当社に在籍する役職員のうち受益者適格要件を満たす者に対して新株予約権を分配するものであり、通常のストックオプションと異なり、既存役職員の将来の人事評価や将来採用される役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。</p>

ストックオプション（新株予約権）の付与対象者	社内取締役・社内監査役・従業員 子会社取締役・従業員
------------------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

経営及び業績向上への参画意識を高め企業価値に関与していくことを目的として付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会にて決定した報酬総額の限度内において、取締役会決議にて決定しており、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役に一任しております。 監査役の報酬額は、株主総会にて決定した報酬総額の限度内において、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは管理本部が行っております。取締役会の議案内容については事前に配布し、社外役員が十分に検討するための時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(1) 取締役及び取締役会</p> <p>当社は取締役会設置会社であり、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。</p> <p>(2) 監査役及び監査役会</p> <p>当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査責任者及び会計</p>
--

監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

・経営会議

当社では、当社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員、本部長、副本部長、部長・室長および当社グループ会社の取締役が参加する経営会議を設置し、原則として月に1度開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関であり、会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。

具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、経営課題の認識の統一を図る機関として機能しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について意思決定を行っております。

監査役会は、豊富な経験や会計及び税務等の幅広い知識を有する常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されており、取締役会等の重要会議への出席を通じて取締役の業務執行を監視しております。また、会計監査人及び内部監査室と相互連携の下、十分な監査機能を確保しております。

よって、現体制において経営の透明性や公平性を高め、経営の健全性を堅持するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知の発送を早期化するべく取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、より多数の株主が出席できるように配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英	今後の検討課題と考えております。

文での提供	
-------	--

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、当社の業績や経営方針等の説明を行うことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では計画しておりません。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に I R 専用ページを開設し、有価証券報告書、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーから信頼を得ることが重要であると認識しているため、「コンプライアンス規程」を定めてコンプライアンス体制を確立し、徹底してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社グループは、環境保全活動として LIMEX※名刺を発注しております。名刺を通して環境貢献を行っております。</p> <p>※LIMEX 素材とは水と木を使用せず、石灰石などから作る紙です。</p> <p>石から生まれた LIMEX の名刺は 100 枚で約 10L の水を守ります。</p> <p>又、環境の恵まれない子ども達への支援として古本の寄付活動も行っております。</p>

ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は株主、投資家、顧客をはじめとする全てのステークホルダーに信頼を得られるよう、当社の会社情報を適時適切に分かりやすく提供することが重要であるとの考えのもと、ホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。
---------------------------------------	--

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。又、取締役会において「内部統制基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

- a. 当社グループ各社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a). 当社グループ各社の役職員が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践を図るため、コンプライアンス規程を定める。
 - (b). 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部門とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - (c). 法令・定款の違反行為を予防・早期発見するため、当社グループの事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。
 - (d). 当社グループの役職員に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。
 - (e). 「反社会的勢力対応規程」及び関連マニュアルを定め、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- b. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a). 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
 - (b). 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- c. 当社グループ各社における損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - (a). 当社グループの業務の遂行を阻害する各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び「リスク管理規程」を定めて対応するとともに、必要に応じてリスク対策本部を設置して審議する。
 - (b). 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
 - (c). リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための

継続的な教育・研修を実施する。

- d. 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a). 迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - (b). 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は原則として月1回開催する。
 - (c). グループ中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
 - (d). 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部門を置いて整備を進め、グループ全社レベルでの最適化を図る。
- e. 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
 - (a). 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
 - (b). 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は監査役と協議して行う。
- f. 当社グループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a). 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
 - (b). 当社グループ各社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社グループの定める担当部門に報告する。当該担当部門は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
 - (c). 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a). 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会その他、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - (b). 監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、当社は請求に従って支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力対応規程」等を制定し、社内への周知徹底を図ることで、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備しております。

当社では、反社会的勢力の対応統括部門を総務人事部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する最高責任者として、当社グループ各社の代表取締役を選任しております。当社は、反社会的勢力に関する管理手続き及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。

反社会的勢力排除のための対応として、取引開始時及びその後、定期的に日経テレコン及びインターネット検索によって調査を行い、特段問題ないことを確認している他、全ての取引先との間で締結する契約書又は覚書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

又、当社総務人事部を窓口として、警察等の外部専門機関との連携を随時行い、有事の場合に適切に対応できる体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

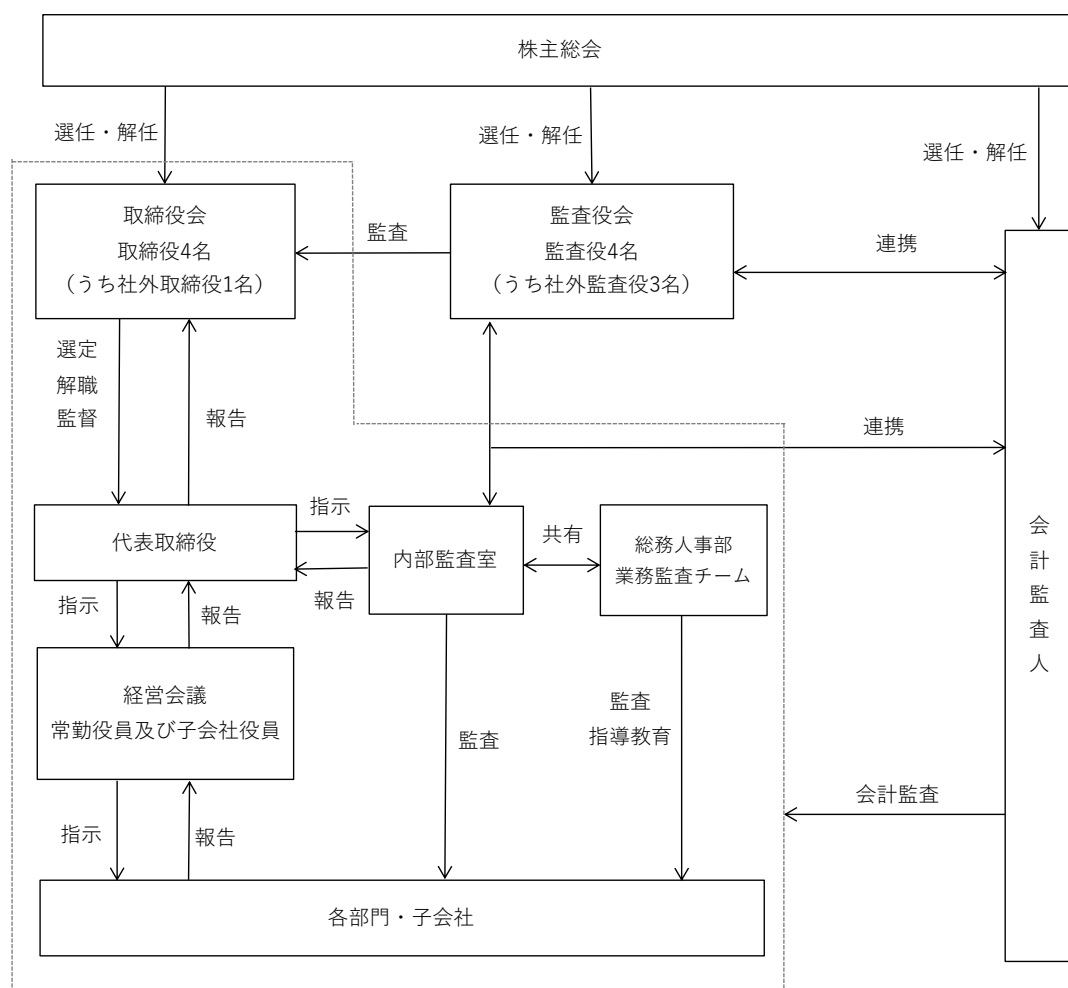
該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

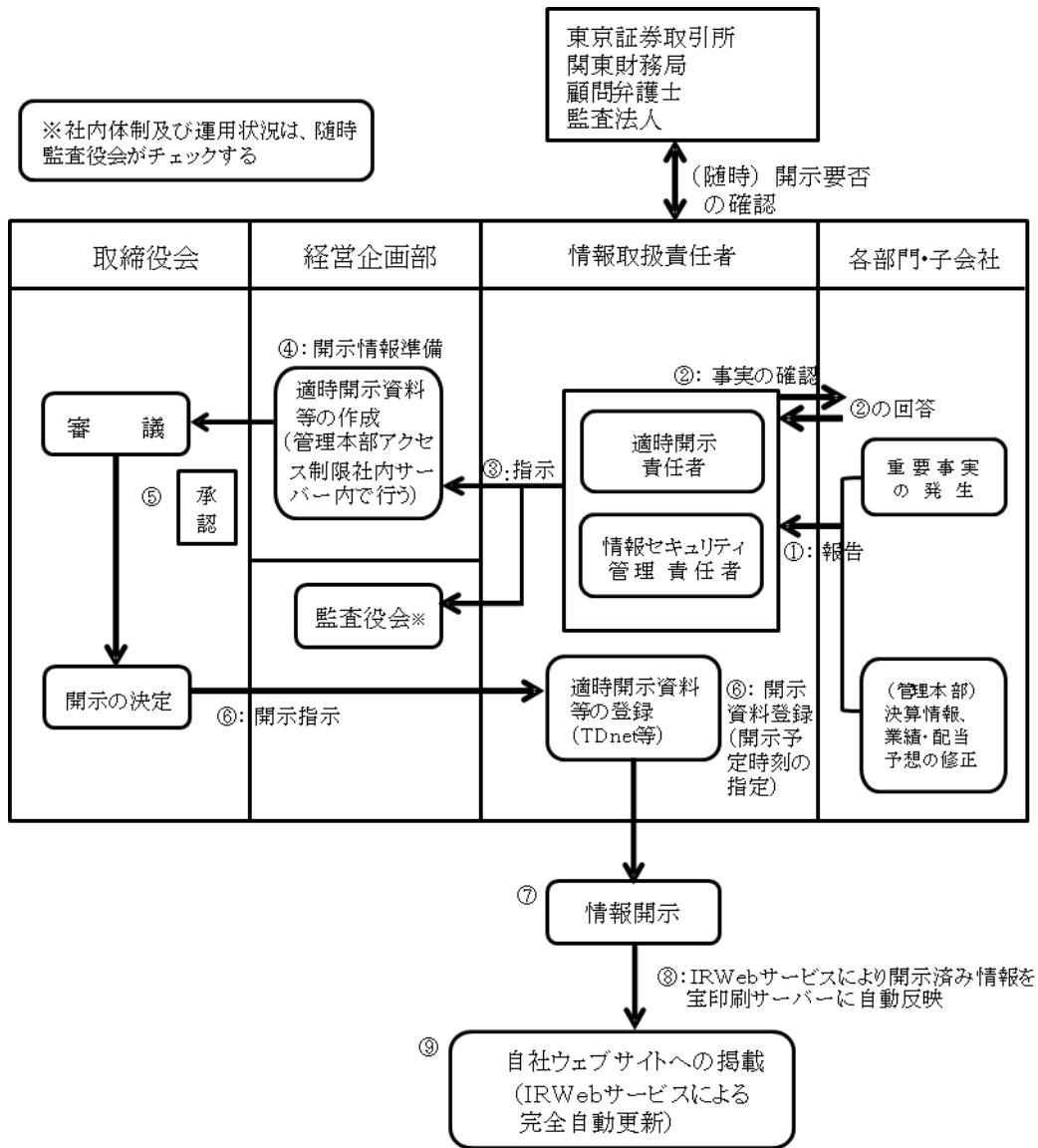
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ガバナンス体制と開示体制については、下図をご参照ください。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上